

公立大学法人奈良県立大学受託研究等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）における受託研究等の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究等 法人において、外部の機関又は個人から委託を受けて業務として行う研究、分析、指導、助言およびこれらに類する行為で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 受託研究等担当者 受託研究等を行う法人の職員をいう。
- (3) 知的財産権 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、これらの権利を受ける権利、プログラムの著作物及びデータベースの著作物に関わる著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。

(受入れ基準)

第3条 受託研究等は、法人の教育研究に有意義で、かつ本来の教育研究に支障がないと認められる場合に、受け入れることができる。

(受入れ条件)

第4条 受託研究等の受入れに当たっては、委託者に対し次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究等は、委託者が一方的に中止することができないこと。
 - (2) 受託研究等の結果生じた、法人に帰属した知的財産権は、委託者に対してこれらを無償で使用させまたは譲渡することはできないこと。
 - (3) 受託研究等に要する経費により法人が取得した設備等は、委託者に返還しないこと。
 - (4) やむを得ない理由により受託研究等を中止し、またはその期間を延長する場合において、本学は委託者に対してその責を負わないこと。
 - (5) 委託者は、受託研究等に要する経費を、原則として当該研究等の開始前に納付すること。
 - (6) 納付された受託研究等に要する経費は、原則として返還しないこと。
 - (7) 受託研究等の実施に起因して第三者に損害が発生し、かつ法人に賠償責任が生じた場合には、その損害が法人の受託研究等担当者の故意または重大な過失による場合を除き、委託者がその賠償の費用の一切を負担すること。
 - (8) その他理事長が必要と認めること。
- 2 委託者が奈良県であるときは、前項に掲げる条件を付さないことができる。
- 3 委託者が国、地方公共団体または公共的団体であるときは、第1項第3号および第5号の条件を付さないことができる。

(受入手続等)

第5条 法人に研究を委託しようとする者は、受託研究等申込書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、受託研究等申込書を審査の上、受託研究等の受入れの可否を決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長が提出を要しないと認めたときは、受託研究等申込書の提出を省略することができる。

(契約の締結)

第6条 理事長は、受託研究等の受入れを決定したときは、委託者と契約を締結するものとする。

(研究経費)

第7条 委託者が負担する受託研究等に要する経費（以下「研究経費」という。）は、受託研究等の実施に必要となる直接的な経費（以下「直接経費」という。）ならびに受託研究等の管理運営等に要する経費（以下「間接経費」という。）とする。

2 間接経費は、研究経費の10%に相当する金額とする。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りでない。

3 研究経費は、公立大学法人奈良県立大学会計規程に基づき管理するものとする。

(中止または期間の延長)

第8条 理事長は、研究遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、委託者と協議の上、受託研究等を中止し、またはその期間を延長することができる。

2 理事長は、前項の規定により受託研究等を中止した時はその期間を延長しようとする場合は、必要に応じて受託研究等の変更契約を締結するものとする。

(完了報告)

第9条 受託研究等担当者は、受託研究等を完了したときは、受託研究等完了報告書（第2号様式）により、速やかに理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、受託研究等報告書を委託者に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第10条 受託研究による研究成果は、原則として公表するものとし、公表の内容、時期及び方法等は、理事長と委託者が協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 受託研究に伴い生じた知的財産権の取扱い、その他この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

受託研究等申請書

年　月　日

公立大学法人奈良県立大学理事長 様

所在地

団体名

代表者名

印

下記のとおり研究等を委託したいので、公立大学法人奈良県立大学受託研究等取扱規程第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 研究等のテーマ

2 研究等の目的

3 研究経費

4 研究等の期間 年　月　日から　年　月　日まで

5 研究等の概要

6 事務担当者連絡先

- ① 住所
- ② 団体名
- ③ 担当部署
- ④ 担当者名
- ⑤ 電話
- ⑥ E-mail

第2号様式（第9条関係）

受託研究等完了報告書

年　月　日

公立大学法人奈良県立大学理事長 様

(受託研究等担当者)

所 属

職 名

氏 名

印

年　月　日付けで契約いたしました受託研究等について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1 研究等のテーマ

2 委託者名

3 研究等の期間 年　月　日から　年　月　日まで

4 研究結果等の概要

5 その他